

# 持込機械等 移動式クレーン 車両系建設機械 使用届

事業所の名称 浜松市文化ホールⅡ 一次会社名 村沢工務店 株式会社

所長名 夏川 二郎 殿 持込会社名 (二次) 株式会社 山田工務店

代表者名 間島 健児 (持込会社の現場代理人(現場責任者)でも可) (印)

電話 053-444-XXXX

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社		代表者名	
(株) アクト型 株式会社		山下 良夫 (印)	
機械	名称	メーカー	規格・性能
移動式クレーン	中央重機(株)	25トン×10m	H20 年 110
持込年月日	H27年8月10日	使用場所	型枠組立現場
搬出予定年月日	H27年10月31日	持込会社の管理番号を記入	自社・リースの区別
運転者(取扱者)	氏名	資格の種類	
クレーン高所作業車等の検査日を記入	(正) 品川 五郎	大型1種、移動式クレーン免許	
	(副) 大崎 六郎	大型1種、移動式クレーン免許	
任意保険(保険証添付必須)	加入額	対人	100,000 千円
		対物	3,000 千円
		搭乗者	10,000 千円
		車両	5,000 千円
		有効期限	H27年11月30日
接触防止措置等	セーフティセンサーを取り付ける		
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	[機械貸与会社から使用会社に対するメッセージ(機械貸与会社記入)] ・アウトリガーは全張出しとし、ピンを入れて下さい。 ・吊り荷の荷重を計測する場合は、エンジンをふかさず、ゆっくり巻き上げメーターを読んで下さい。 ・吊り上げる反対の方向で操作して下さい。 ・AMLキーは作業所長に預けて下さい。		

機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入

【留意】 車両操作による重大事故につながる可能性を認識し、厳重な注意を持って扱うようお願いします。

持込時の点検表 \*点検表は自社のものがあればその写しでも可。

所有会社名		代表者名					
品川リース(株)		品川 次郎 (印)					
移動式クレーン等		車両系建設機械等					
点検事項	点検結果		点検事項				
	(a)	(b)		(a)			
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置	✓	D 安全装置	旋回		
		過負荷防止装置	✓		バケツト		
		フックのはずれ止め	✓		ブーム・アーム		
		起伏制御装置	✓				
		旋回警報装置	✓				
	制御装置・作業装置	主巻・補巻	✓		E 作業装置	警報装置	
		起伏・旋回	✓			アウトリガー	
		クラッチ	✓			ヘッドガード	
		ブレーキ・ロック	✓			照明	
		ジブ	✓			操作装置	
	その他	滑車	✓		F 走行部	バケット・ブレード	
		フック・バケット	✓			ブーム・アーム	
		ワイヤロープ・チェーン	✓			ジブ	
		玉掛用具	✓			リダ	
		性能表示	✓			ハンマ・オーガ・パイプロ	
B 車輛部(下部走行体)	走行部	照	明	✓	油圧駆動装置		
		ブレーキ	✓	ワイヤロープ・チェーン			
		クラッチ	✓	つり具等			
	安全装置等	ハンドル	✓	G 電気装置	滑車		
		タイヤ	✓		ブレーキ		
クローラ		✓	駐車ブレーキ				
警報装置		✓	ブレーキロック				
各種ミラー		✓	クラッチ				
C ゴンドラ	安全装置等	方向指示器	✓	操縦装置			
		前後照灯	✓	タイヤ・鉄輪			
		左折プロテクター	✓	クローラ			
		アウトリガー	✓	配電盤			
		昇降装置	✓	配線			
H その他	ベッセル		絶縁				
	後方監視装置		アース				
	突りょう						
	作業床						
点検日	年 月 日	点検者	品川五郎 (印)	点検日	年 月 日	点検者	
							H27 . 7 . 17

- 機械名
- クレーン
  - 移動式クレーン
  - デリック
  - エレベーター
  - 建設用リフト
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - ブル・ドーザー
  - モーター・グレーダー
  - トラクターショベル
  - ずり積機
  - スクレーパー
  - スクレープ・ドーザー
  - パワー・ショベル
  - ドラグ・ショベル(油圧ショベル)
  - ドラグライン
  - クラムシェル
  - バケット掘削機
  - トレンチャー
  - コンクリート圧砕機
  - くい打機
  - くい抜機
  - アース・ドリル
  - リバース・サーキュレーション・ドリル
  - せん孔機
  - アース・オーガー
  - ペーパー・ドレーン・マシン
  - 地下連続壁施工機械
  - ローラー
  - クロラドリル
  - ドリルジャンボ
  - ロードヘッダー
  - アスファルトフィニッシャー
  - スタビライザ
  - ロードプレーナ
  - ロードカッター
  - コンクリート吹付機
  - ボーリングマシン
  - 重ダンブトラック
  - ダンブトラック
  - ドラックミキサー
  - 散水車
  - 不整地運搬車
  - コンクリートポンプ車
  - その他

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)が1次会社を通じ所長に届け出ること。  
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。  
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。  
 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。  
 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。  
 6. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。  
 7. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

# 持込機械等 (移動式クレーン 車両系建設機械) 使用届

事業所の名称 浜松市文化ホールⅡ 一次会社名 村沢工務店 株式会社

所 長 名 夏川 二郎 殿 持込会社名 (二次) 株式会社 山田工務店 代表者名 間島 健児

電 話 053-444-XXXX

呼称性能を記入、例えば車両系建設機械の場合、機械重量、バケット容量等を記入

持込会社の現場代理人(現場責任者)でも

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名		代表者名				
(株) アクト型 砕 (三次)		間島 健児				
機 械	名称	メーカー	規格・性能	製造年	管理番号 (整理番号)	
	パワーショベル	中央重機(株)	機体重量 5トン バケット要領 0.22m <sup>3</sup>	H20 年	101	
持込年月日	H27年8月10日	使用場所	地山掘削作業に伴う 土止め支保工現場	持込会社の管理番号を記入		
搬出予定年月日	H27年10月31日			自社・リースの区別 (自社)・リース		
運 転 者 (取扱者)	氏 名		資 格 の 種 類			
	(正) 品川 五郎	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等				
	(副) 大崎 六郎	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等				
自 有 主 効 期 限 特 定	年次	H27年11月20日	移動式クレーン等の性能検査有効期限	自動車検査証有効期限	H27年11月30日	
	月次	H27年10月31日				
任 意 保 険 (保険証添付必須)	加入額	対人	100,000 千円	搭乗者	10,000 千円	有 効 期 限
		対物	3,000 千円	その他	車両 5,000 千円	H27年11月30日
接触防止措置等	セーフティセンサーを取り付ける					
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	<p>[機械使用会社に対するメッセージ(機械貸与会社記入)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷の吊り上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行うようにして下さい。</li> <li>吊り上げた荷と接触又は吊り上げた荷の落下により労働者に危険が生じるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないように安全措置を講じて下さい。</li> <li>車両系建設機械の構造及び材料に応じて定められた負荷させることができる最大の荷重を掛けて作業を行わないで下さい。</li> </ul>					

機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入

任意保険の内容も重要事項になります。必ずご記入ください。

【留意】 車両操作による重大事故につながる可能性を認識し、厳重な注意を持って扱うようお願いします。

自社の点検表を添付することで本届の点検表の記載は不要

所有会社の出庫責任者でも可

所有会社名		代表者名					
(株)山田工務店		間島 健児					
移動式クレーン等		車両系建設機械等					
点検事項	点検結果		点検事項	点検結果			
	(a)	(b)		(a)	(b)		
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻 過 防 止 装 置		旋 回	✓		
		過 負 荷 防 止 装 置		バ ケ ッ ト	✓		
		フックのはずれ止め		ブ ー ム ・ ア ー ム	✓		
		起 伏 制 御 装 置			✓		
		旋 回 警 報 装 置			✓		
	制御装置・作業装置	主 巻 ・ 補 巻		警 報 装 置	✓		
		起 伏 ・ 旋 回		ア ウ ト リ ガ ー	✓		
		ク ラ ッ チ		ヘ ッ ド ガ ー ド	✓		
		ブ レ ー キ ・ ロ ッ ク		照 明	✓		
		ジ ブ		操 作 装 置	✓		
	その他	滑 車		バ ケ ッ ト ・ ブ レ ー ド	✓		
		フック・バケット		ブ ー ム ・ ア ー ム	✓		
		ワイヤロープ・チェーン		ジ ブ	✓		
		玉 掛 用 具		リ ー ダ	✓		
		操 作 装 置		性 能 表 示	✓		
B 車輛部(下部走行体)	走行部	ブ レ ー キ		ハ ン マ ・ オ ー ガ ・ バ イ プ ロ	✓		
		ク ラ ッ チ		油 圧 駆 動 装 置	✓		
		ハ ン ド ル		ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン	✓		
		タ イ ヤ		つ り 具 等	✓		
		ク ロ ー ラ		滑 車	✓		
	安全装置等	警 報 装 置		ブ レ ー キ			
		各 種 ミ ラ ー		駐 車 ブ レ ー キ			
		方 向 指 示 器		ブ レ ー キ ロ ッ ク			
		前 後 照 灯		ク ラ ッ チ			
		左 折 プ ロ テ ク タ ー		操 縦 装 置			
C ゴンドラ	安全装置等	ア ウ ト リ ガ ー		ク ロ ー ラ			
		昇 降 装 置		配 電 盤			
		ベ ッ セ ル		配 線			
		後 方 監 視 装 置		絶 縁			
		電 気 装 置		ア ー ス			
D 安全装置	各種ロック	旋 回	✓				
		バ ケ ッ ト	✓				
E 作業装置	その他	ブ ー ム ・ ア ー ム	✓				
		ジ ブ	✓				
F 走行部	安全装置等	リ ー ダ	✓				
		性 能 表 示	✓				
G 電気装置	H その他	ハ ン マ ・ オ ー ガ ・ バ イ プ ロ	✓				
		油 圧 駆 動 装 置	✓				
H その他	安全装置等	ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン	✓				
		つ り 具 等	✓				
I その他	安全装置等	滑 車	✓				
		ブ レ ー キ					
J その他	安全装置等	駐 車 ブ レ ー キ					
		ブ レ ー キ ロ ッ ク					
K その他	安全装置等	ク ラ ッ チ					
		操 縦 装 置					
L その他	安全装置等	タ イ ヤ ・ 鉄 輪					
		ク ロ ー ラ					
M その他	安全装置等	配 電 盤					
		配 線					
N その他	安全装置等	絶 縁					
		ア ー ス					
O その他	安全装置等	ア ー ス					
(a) 点検日	H27年7月17日	点検者	岩手二郎	(b) 点検日		点検者	

- 機 械 名
- クレーン
  - 移動式クレーン
  - デリック
  - エレベーター
  - 建設用リフト
  - 高所作業車
  - ゴンドラ
  - ブル・ドーザー
  - モーター・グレーダー
  - トラクターショベル
  - ずり積機
  - スクレーパー
  - スクレープ・ドーザー
  - パワー・ショベル
  - ドラッグ・ショベル(油圧ショベル)
  - ドラクライン
  - クラムシユル
  - バケット掘削機
  - トレンチャー
  - コンクリート圧砕機
  - くい打機
  - くい抜機
  - アース・ドリル
  - リバース・サーキュレーション・ドリル
  - せん孔機
  - アース・オーガ
  - ペーパー・ドレーン・マシン
  - 地下連続壁施工機械
  - ローラー
  - クロラドリル
  - ドリルジャンボ
  - ロードヘッダー
  - アスファルトフィニッシャー
  - スタビライザ
  - ロードプレーナ
  - ロードカッター
  - コンクリート吹付機
  - ボーリングマシーン
  - 重ダンプトラック
  - ダンプトラック
  - ドラックミキサー
  - 散水車
  - 不整地運搬車
  - コンクリートポンプ車
  - その他

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)が1次会社を通じ所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ印を記入すること。
3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。
4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。
5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。
6. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。
7. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。